

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

和水町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県玉名郡和水町

3 地域再生計画の区域

熊本県玉名郡和水町の全域

4 地域再生計画の目標

和水町の人口は、昭和22（1947）年に21,897人とピークに達しましたが、その後、高度経済成長期による都市部への流出等により大きく減少しました。昭和45（1970）年以降は人口減少のペースは緩やかになったものの、一貫して人口減少は続き、平成27（2015）年国勢調査では10,191人まで減少しました。令和2（2020）年国勢調査では10,000人を下回り9,342人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は続き、令和27（2045）年には5,229人にまで減少すると推計されています。

年齢3区分別の人口推移をみると、生産年齢人口（15-64歳）は昭和60（1970）年には8,718人でしたが、その後一貫して減少が続いており、令和2（2020）年には4,410人まで減少しました。総人口に占める構成比についても、昭和60（1970）年には63.1%を占めていましたが、令和2（2020）年には47.2%と約2割減少しています。年少人口（0-14歳）も生産年齢人口同様、一貫して減少が続いており、昭和60（1970）年には2,427人でしたが、令和2（2020）年には950人まで減少しました。総人口に占める構成比についても、昭和60（1970）年には17.6%を占めていましたが、令和2（2020）年には10.2%と約4割減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、昭和60（1970）年には2,675人でしたが、令和2（2020）年には3,961人にまで増加しました。総人口に占める構成比についても、昭和60（1970）年には19.4%でしたが、令和2（2020）年には42.4%と約

2倍となっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

一貫して人口減少が続いている主な要因としては、自然減及び社会減の傾向にあることと、出生率の低さが考えられます。自然動態については、平成元（1989）年以降、死亡人数が出生人数を上回る「自然減」の状態が続いており、直近の令和2（2020）年は140人の自然減となっています。なお、本町の合計特殊出生率をみると、平成25（2013）年～29（2017）年が1.76と全国（同1.43）や熊本県（同1.66）より高い水準にあります。社会動態については、平成15（2003）年以降、転出人数が転入人数を上回る「社会減」の状態が続いており、直近の令和2（2020）年は16人の社会減となっています。

このまま人口減少が進展すると、生産年齢人口の減少による担い手不足、農林業分野の技術・経験の継承問題、高齢人口の増加による医療・福祉面での支援の増加、地域活力の低下、地域コミュニティの希薄化、若年層の負担増加による転出人数増加の加速化などが懸念され、これらに連動した税収減や社会保障費の増加による町財政の悪化と行政サービスの低下につながるなど、様々な課題が考えられます

これらの課題に対応するため、就業機会の拡充と雇用の安定確保に努め、夢を持って働くことができ、安全・安心に暮らせる快適なまちづくりを進めることにより、人を呼び込み移住・定住へと繋げることで社会減の抑制を図ります。

また、安心して結婚から妊娠、出産、育児ができ、児童・生徒が安心して学ぶことができる学習環境づくりの実現を図り、自然減の抑制に繋げていきます。

和水町ではこれらの達成に向け、次の項目を本計画における基本目標として掲げ、取組みを推進していきます。

- ・基本目標1 地域に活力を。働くよろこび 希望のまち
- ・基本目標2 人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまち
- ・基本目標3 ここで育ち、育ててよかったといえるまち、自分らしく輝けるまち
- ・基本目標4 “つながり”と“安心”にあふれる快適なまち

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (R6年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規就業者数/人	0人	90人 (3年間)	基本目標1
イ	社会増減/人	▲16人	±0人	基本目標2
ウ	15歳未満人口/人	960人	1,090人	基本目標3
	合計特殊出生率	1.76 (H25~29年 までの平均値)	1.87	
エ	町民アンケートで「これからも 住み続けたい」と回答する方の 割合/%	76.8%	80%以上	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 和水町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 地域に活力を。働くよろこび 希望のまちづくり事業

イ 人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるま
ちづくり事業

ウ ここで育ち、育ててよかったといえるまち、自分らしく輝けるまちづく
り事業

エ “つながり”と“安心”にあふれる快適なまちづくり事業

② 事業の内容

ア 地域に活力を。働くよろこび 希望のまちづくり事業

活力ある地域づくりのため、本町の基幹産業である農林業をはじめ、商工業、観光業の振興を図り、就業機会の拡充と雇用の安定確保に努めます。農林業については、ブランド化の推進をはじめ、魅力ある特産品づくり等を行い、担い手の育成、雇用の創出につなげます。

また、商工業については、地域ブランド化、創業・起業支援や雇用創出及び多様な企業誘致に取り組みます。観光業については、インバウンド等の観光PRの強化や観光客の受け入れ体制の整備と充実を図ります。

【具体的な事業】

- ・農林業の振興（ブランド化の推進、新規就農者への支援等）
- ・商工業・観光産業の振興（ブランド化の推進、創業支援等）
- ・企業誘致・雇用の創出（企業等誘致の推進等） 等

イ 人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまちづくり事業

転出抑制、転入促進を図るため、移住・定住の希望者に対する総合的な情報提供の体制づくりを行うほか、新たな地域づくりの担い手を確保します。また、移住・定住につながる情報提供を強化し、誰もが住みよい地域づくりにつなげます。

まちの魅力として、国内外の来訪者を増やすために、PRを強化するとともに、誰もが訪れたいまちの創出に努めるとともに、これからのまちを担う人材づくりに取り組みます。

【具体的な事業】

- ・移住・定住の促進（支援窓口の創設、空き家対策の推進等）
- ・和水の魅力づくりの推進（和水町PRの強化等）
- ・次世代を担う人づくり 等

ウ ここで育ち、育ててよかったといえるまち、自分らしく輝けるまちづくり事業

出会いの少ない若い世代の結婚の希望をかなえるため、広域で連携した婚活事業等により、男女の出会いを応援します。「和水で育ててよか

った」「和水で育ててよかった」といえる地域づくりのため、結婚から妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を行うほか、子どもの目線に立った施策を展開します。

また、地域ぐるみで子育てできる環境づくりとして、子育て世代の方が集うことのできる場の提供や、児童・生徒、保護者、地域住民による新たな交流の場の提供により、学校、家庭、地域の連携の強化を行います。さらに、教育力の向上をめざし、きめ細かな支援を行うことで、児童・生徒が安心して学ぶことができる学習環境づくりを推進します。

【具体的な事業】

- ・ 出会い・結婚に対する支援
- ・ 子育て世代への支援の充実（子育て負担軽減の充実等）
- ・ 子どもの教育環境の充実（コミュニティスクールの活用等）
- ・ 男女がともに支えあい、暮らしやすいまちづくりの実現 等

エ “つながり”と“安心”にあふれる快適なまちづくり事業

家庭や地域、行政が協力し合い、住民同士がお互いに支え合える社会の確立をめざし、地域と住民との交流機会の創出や、地域コミュニティの育成に取り組むほか、交通基盤など、だれもが快適に本町に住み続けることができる生活環境の充実を図ります。

災害での被害を最小限に抑えるためには、住民相互の協力が不可欠なため、地域の防災力の強化として自主防災組織の活動を充実するとともに、災害に強い基盤づくりに取り組みます。

いつまでも、和 water 町に住み続けてもらうために、医療・福祉・介護・健康の充実に努めます。

【具体的な事業】

- ・ 地域のつながりの強化（地域づくり活動補助金による支援）
- ・ 生活環境の充実（町内道路環境整備の推進等）
- ・ 災害に強いまちづくり（自主防災組織による地域防災力の向上等）
- ・ 医療・福祉・介護の充実（医療体制の整備等） 等

※なお、詳細は第2期和 water 町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

150,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度3月、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで